

家きんを飼養する皆さまへ

## 1年に1度飼養状況の報告をお願いします。

家きんとは、

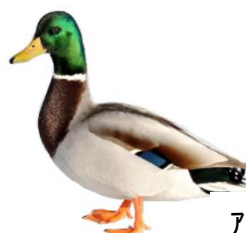
鶏・あひる(アガモ、ガチョウを含む)・うずら・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥のことです。



鶏



あひる



アガモ



うずら



きじ



だちょう



ほろほろ鳥



七面鳥

**毎年2月1日時点**で、上記の鳥類を**1羽でも飼養されている方**につきましては、**同じ年の6月15日までに最寄りの家畜保健衛生所**あて指定の様式で報告することが義務付けられています。

(小羽数飼養の方は、鳥の種類と羽数のみの報告になります。)

様式は下記のホームページから入手できます。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/tikusan/kadenhou.html>

(なお、2月2日以降に飼養を開始された方は、翌年まで報告の義務はありませんが、飼養開始について、家畜保健衛生所までご連絡いただきますようご協力をお願いします。家畜保健衛生所の獣医師が、飼養管理に関するアドバイスをさせていただきます。)

お問い合わせ・報告は下記までお願いします。

(かほく市以南)

南部家畜保健衛生所 金沢市才田町戊 324-2 TEL 076-257-1262

(宝達志水町以北)

北部家畜保健衛生所 七尾市大津町 1-47 TEL 0767-68-3636

# 家きん飼養者の報告義務について

## 家畜伝染病予防法（抜粋）

（定期の報告）

第十二条の四 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、毎年、農林水産省令の定めるところにより、その飼養している当該家畜の頭羽数及び当該家畜の飼養に係る衛生管理の状況に関し、農林水産省令で定める事項を当該家畜の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

第七十条 第十二条の四第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の過料に処する。

## 家畜伝染病予防法施行規則（抜粋）

（定期の報告）

第二十一条の五 法第十二条の四第一項の規定による報告は、農場（畜舎等その他の家畜の飼養に関する施設を含む一団の場所をいう。以下同じ。）ごとに、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚及びいのししの所有者にあつては毎年四月十五日までに、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の所有者にあつては毎年六月十五日までに、報告書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

（報告事項）

第二十一条の六 法第十二条の四第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるもの（その飼養している家畜の頭羽数が、牛、水牛及び馬にあつては一頭、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあつては六頭未満、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥にあつては百羽未満、だちようにあつては十羽未満の家畜の所有者については、第一号、第二号及び第五号に掲げるものに限る。）とする。

一 家畜の所有者の氏名又は名称、住所及び電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレスその他の連絡先（第五号において単に「連絡先」という。）

二 その飼養している家畜の種類及び頭羽数

三・四（略）

五 法第十二条の三の二第一項の規定により選任した飼養衛生管理者の氏名、住所及び連絡先並びに当該飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所

## 定期報告書の提出に当たっての注意事項

- ① 報告事項は、その年の2月1日時点のものとしてください。
- ② 報告書の提出期限は、鶏・あひる・うずら・きじ・だちよう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合は、毎年6月15日となります。
- ③ 小規模所有者における報告事項は、家畜の種類・頭羽数のみとなります。小規模所有者とは、次の頭羽数未満の家畜の所有者をいいます。

鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥	100羽未満
だちよう	10羽未満